

別添 1

第 10 期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び 令和 7 年度介護予防実態把握調査補助業務委託 仕様書

1 業務名

第 10 期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和 7 年度介護予防実態把握調査補助業務委託

2 業務の概要

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づき定める長久手市高齢者福祉・介護保険事業計画（以下「計画」という。）について、令和 9 年度からの 3 か年を期間とする長久手市第 10 期高齢者福祉・介護保険事業計画（以下「第 10 期計画」という。）の策定の補助を行うとともに、策定にかかるアンケート調査に基本チェックリストの項目を含めることで、介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に基づく一般介護予防事業における介護予防把握事業を一体的に実施する。

3 業務の目的

市の高齢者の状況及び市が取り組むべき課題を専門的知見に基づき的確に把握し、その解決に向けた実行性のある計画を策定することを目的とする。また、介護予防把握事業により把握した潜在的ハイリスク者に対し、早期に適切なフィードバックを行うことにより、短期集中予防サービスを含めた介護予防活動へつなげることを目的とする。

4 長久手市の現状

- ・総人口は今後も増加する中、高齢者人口も増加し、2040 年までの 15 年間で、65 歳以上の高齢者人口が 2 倍近くになることが見込まれている。それに伴い、医療ニーズは 1.5 倍、介護ニーズは 2 倍以上に急増することが見込まれている。
- ・高齢者単身世帯の割合は、全国や愛知県と比べてやや低い。
- ・重度の認定率は、全国や愛知県よりもやや低い水準。
- ・要支援認定者の約 18% は、サービス利用をしていない。
- ・在宅・居住系サービス利用者割合は、全国や愛知県と比べて高い水準であり、中重度になっても在宅で生活ができている人が多い可能性がある。
- ・第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額（性年齢調整済み）は、全国や愛知県と比べて施設系サービスの給付額がやや少ない。
- ・全国や愛知県と比べて、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、通所リハ

ビリテーションの給付が少なく、訪問介護や訪問看護の給付が多い。

5 第10期計画の方向性

- (1) 高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防に重点を置いた施策を展開する必要があり、事業対象者、要支援1・2になっても、できなくなったことを取り戻し、元の生活を送れるようになることを目標に掲げ、各事業が連動した施策展開を行っていく必要がある。
- (2) 急速に高齢化が進む中、今後の高齢者人口（介護需要）の見込みに基づいたサービス供給体制及び地域包括支援センターの整備について、方針を定める必要がある。
- (3) 介護及び医療データ等具体的なデータの収集・分析を行い、データに基づく効果測定を行い、PDCAサイクルを回す必要がある。

6 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月26日まで

なお、各年度において指定した業務が完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを発注者に通知することとし、令和7年度指定業務については令和8年3月26日までに完了すること。

7 令和7年度の業務内容

(1) 計画策定補助業務

ア 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険に関する国や県の施策動向、市における地域福祉資源の整備状況、高齢者の現状及びサービス利用状況等について、整理・分析を行う。

イ アンケート調査票の作成支援、印刷及び発送

策定の基礎資料とするため、国の推奨する以下の3つのアンケート調査を行う。

(ア) 調査概要

区 分	①介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査		③在宅生活改善 調査
対象者	要介護1～5以外 の75歳以上の高齢者 (全数)	在宅の 要支援者 (全数)	在宅の 要介護者 (全数)	ケアマネジャー
配布数	約 4,800 名	約 550 名	約 1,300 名	約 40 名

予想回答率	約 70%	約 70%	約 35%	100%
備 考	介護予防実態把握調査と一体的に実施	約 500 名は①と重複		
調査方法	郵送による配布・回収 (WEB による回収の提案も可)			WEB による 配布・回収
【参考】前回調査票の頁数	16 頁	①を含めて 20 頁	20 頁	—

※必要に応じて、これら以外の調査の実施についても実施検討する。

※予想回答率と実際の回答率が異なった場合、原則、契約金額の変更は行わない。

(イ) 調査票作成

調査票及び調査項目は、今後国から示される手引き等を参考に作成し、市に必要な独自設問や効率的・効果的な調査の実施等に係る助言、提案等を行う。なお、区分①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、介護予防実態把握調査にかかる基本チェックリストの項目を網羅すること。

(ウ) 調査票の発送等

- ① 調査票等関連印刷物及び発送用封筒を印刷し、封入封緘して発注者に納品する。
- ② 宛名ラベルの作成及び貼付は受注者が行う。
- ③ 調査票の送付に係る郵送費は発注者が負担する。
- ④ 調査票の返送に係る郵送費は受注者が負担する。

ウ 調査結果の分析及び調査報告書作成

- (ア) アンケート調査のデータ収集、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめ及び分析を行う。
- (イ) 発注者と協議のうえ、高齢者福祉における今後の市の施策形成につながるよう集計を行い、報告書を作成する。
- (ウ) 調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録可能な形式に加工する（登録は発注者が行う。）。

エ 計画策定に係る協議会等運営支援

計画策定に向けて開催する協議会で使用する会議資料の作成支援等を行う。令和 7 年度は 2 回開催予定。

(2) 介護予防実態把握調査補助業務

ア アンケート調査票の作成支援

- (ア) 令和8年度以降、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは別に介護予防実態把握調査を毎年度単独で実施することを想定し、質問項目を検討すること。
- (イ) 各個人の経年変化をフィードバックすることができる質問項目を検討すること。

イ 調査結果の分析並びに個人結果通知票及び資源情報提供資料の作成

- (ア) アンケート調査結果の集計をし、該当項目数を表示する等、回答者の要介護状態になるリスクの高さを発注者が確認することができる形で報告する。
- (イ) 回答データを基に、生活機能全般、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつ、その他の各項目について、回答者の状態を評価した個人結果通知票を作成する。通知票の内容や表示項目については、発注者と協議のうえ決定するが、グラフ等を用いて回答者に分かりやすい内容になるよう努めること。
- (ウ) 各項目のリスクに応じた市の資源について、回答者に分かりやすく情報提供することができる資源情報提供資料を発注者と協議のうえ作成する。

ウ 個人結果通知票等の印刷・封入封緘

- (ア) 個人結果通知票、資源情報提供資料及び発送用封筒を印刷し、封入封緘して発注者に納品する。
- (イ) 宛名ラベルの作成及び貼付は受注者が行う。
- (ウ) 送付に係る郵送費は発注者が負担する。

8 令和8年度の業務内容

(1) 現状と課題の整理・分析

アンケート調査の集計結果、発注者が実施する市内介護事業者等関係者へのヒアリング結果及び現行の長久手市第9期高齢者福祉・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の取組を整理したうえで、市の高齢者施策における現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(2) 施策等の立案支援

上記(1)で抽出された課題に対し、その解決に向けた市の施策展開について、専門的知見に基づく助言、提案等を行う。その際、国の示す点検ツ

ル（例えば「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」など）を活用する等、国の指針に基づいた効果的な支援を行うこと。

(3) 計画骨子案の作成

市の現状及び課題に基づき、計画骨子案（計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(4) 保険料額推計及び介護サービス等必要見込み量の算出

ア 地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、保険料額の推計及び介護サービス等必要見込み量の算出を行う。

イ 保険料段階、料率の設定については、各所得段階の上昇率や負担の公平感に配慮した複数のシミュレーションを行い提示する。

ウ 算出については、各サービス種別ごとに中長期的な視点においても算出し、今後市に必要なサービス供給体制整備等の検討に繋げること。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案に関して発注者が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。

(6) 計画策定に係る協議会等運営支援

計画策定に向けて開催する協議会で使用する会議資料の作成支援等を行う。令和8年度は4回開催予定。

(7) 計画書の作成

図や表等を用い、見やすくわかりやすいものとなるよう工夫して、計画書を作成する。納期は、令和9年3月中旬とする。

9 各年度の業務内容に関する補足

(1) 各年度の業務内容は令和7年5月時点のものであり、変更が生じる場合がある。今後国から示される最新の計画策定指針に基づき、発注者と協議のうえ業務を遂行すること。

(2) 昨今の介護保険制度の動向、社会保障審議会介護保険部会の議論、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標並びに介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等を踏まえ、計画に盛り込むなど、国の指針に基づいた業務を遂行すること。

(3) 現行の第9期計画を踏まえ業務を遂行すること。

- (4) 本仕様書に記載した各年度の業務内容以外に行うべき業務がある場合、予算の範囲内で企画提案者から提案することができるものとする。

10 成果品

(1) 令和7年度

ア 計画策定補助業務

- (ア) 調査票等関連印刷物（封入封緘物） 一式
- (イ) 業務報告書（電子データ） 一式
- (ウ) 調査集計結果（電子データ） 一式
- (エ) 地域包括ケア「見える化」システムデータ送信用csv形式ファイル

イ 介護予防実態把握調査補助業務

- (ア) 調査集計結果（電子データ） 一式
- (イ) 個人結果通知票及び資源情報提供資料（封入封緘物） 一式
- (ウ) 個人結果通知票及び資源情報提供資料（電子データ） 一式

(2) 令和8年度

ア 計画書（A4判製本150頁程度 表紙カラー・中面2色）

電子データ 一式

イ 計画概要版（A4版8頁程度）

電子データ 一式

11 費用の支払

年度毎に、受注者が成果品及び関係資料等を整えた後に部分完了届を提出し、発注者が検査を行うものとし、検査に合格した時は、各年度の契約代金を受注者からの請求により支払うものとする。

12 進行管理等

- (1) 契約締結後、速やかに発注者と打合せを行い、受注者は作業内容を明確にした作業計画書及びその他必要な書類を提出し、承認を得ること。
- (2) 業務の進行管理に当たっては、毎月1回以上、発注者と確認を行うものとし、業務執行に当たっては、必要に応じて発注者と協議しながら進めるものとする。

13 その他

- (1) 当該業務の企画、準備、運営に関する費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 当該業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第50

7号)、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年長久手市条例第24号）の規定に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、長久手市情報セキュリティポリシー等遵守に関する条項を遵守すること。

- (3) 当該業務において得られた情報は、発注者に属するものとし、受注者は、知り得た事項一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (4) 当該業務の成果品に係る権利は発注者に属するものとし、作成データを他の用途のために利用すること及び第三者へ提供することは禁止する。
- (5) 当該業務の実施に当たり、本仕様に明示のない事項や、不明な点については、必要の都度、発注者と協議の上決定する。
- (6) 業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。